

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月18日
【会社名】	株式会社アジュバンコスメジャパン
【英訳名】	A D J U V A N T C O S M E J A P A N C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 中村 豊
【本店の所在の場所】	神戸市中央区下山手通五丁目5番5号
【電話番号】	078(351)3100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 中川 秀男
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区下山手通五丁目5番5号
【電話番号】	078(351)3135
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 中川 秀男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2021年6月17日開催の当社第32期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日  
2021年6月17日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき24円  
総額191,755,128円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月18日

第2号議案 吸収分割契約承認の件

持株会社体制移行のため、2021年9月21日を効力発生日として、当社が営む全事業（但し、当社がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配及び管理に関する事業を除きます。）を、100%出資の子会社である株式会社アジュバンコスメジャパン準備会社へ承継させる吸収分割契約の内容を承認する。

第3号議案 定款一部変更の件

持株会社体制移行に伴い、第2号議案が原案どおり承認可決され、吸収分割の効力が発生することを条件として、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）の変更を行う。併せて効力発生日に関する附則を設ける。  
監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行う。併せて監査役の実任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設ける。  
法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役の選任規定を新設する。  
経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役へ委任することができる旨の規定を新設する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、中村豊、田中順子及び中川秀男の3名を選任する。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、南正光、影田清晴及び三村淳司の3名を選任する。

第6号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、西井博生を選任する。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内、使用人分給与は含まない。）とする。

第8号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額30,000千円以内とする。

第9号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額決定の件  
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を、年額50,000千円以内とする。

第10号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬等の額決定の件  
監査等委員である取締役（非常勤の監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を、年額5,000千円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	58,742	232	1	（注）1	可決（99.59%）
第2号議案	58,692	282	1	（注）2	可決（99.51%）
第3号議案	58,685	289	1	（注）2	可決（99.49%）
第4号議案					
中村 豊	56,511	2,463	1	（注）3	可決（95.81%）
田中 順子	57,110	1,864	1		可決（96.82%）
中川 秀男	57,125	1,849	1		可決（96.85%）
第5号議案					
南 正光	58,509	465	1	（注）3	可決（99.20%）
影田 清晴	58,570	404	1		可決（99.30%）
三村 淳司	57,559	1,415	1		可決（97.59%）
第6号議案	58,590	382	1	（注）3	可決（99.34%）
第7号議案	58,463	508	1	（注）1	可決（99.12%）
第8号議案	58,397	555	1	（注）1	可決（99.04%）
第9号議案	57,319	1,634	1	（注）1	可決（97.21%）
第10号議案	55,591	3,362	1	（注）1	可決（94.28%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4．賛成割合の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認ができた議決権の集計により、各議案は可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上